

入札・契約制度に係る特例措置の一部見直しについて

令和5年4月1日
契約検査室契約係

市では東日本大震災による被災地域の早期復旧及び公共工事の適切かつ円滑な施工確保を目的とし、入札・契約制度に係る特例措置を講じていますが、令和5年度において一部見直しを行い、下記のとおり運用しますのでお知らせします。

記

1 現場代理人の常駐義務の緩和【対象工事金額要件見直し】

工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されている場合は、現場代理人の兼任を認めます。

※「現場代理人兼務承認願」を提出し、発注者の承諾を受けること。

適用期限：令和6年3月31日まで

2 共通仮設費率及び現場管理費率に係る補正係数の変更について

東日本大震災による被災地域における復旧復興事業等における積算について、積算基準書等により各工種区分に従って対象額ごとに求めた共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じることとされておりますが、国の制度見直しに合わせて復興係数を下記のとおり変更いたします。

<間接工事費>	<補正係数>
共通仮設費	1.5 → 1.3へ変更
現場管理費	1.2 → 1.1へ変更

適用年月日：令和5年4月1日以降に公告する案件から適用

3 その他

主任技術者の兼任については、建設業法（施行令第27条第2項）の規定により要件を満たす工事については兼任可能とされております。

(1)密接な関係のある建設工事で、かつ、工事現場相互の間隔が10km程度の場合

(2)主任技術者の専任が必要となる工事は、請負金額が4,000万円(建築工事8,000万円)以上となる工事

※「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を提出すること。

	項目	要件・内容等
1	現場代理人の常駐義務の緩和	<p>【対象工事】 契約金額 4,500 万円（建築一式工事は 7,000 万円）未満の工事</p> <p>【対象地域】 登米市内</p> <p>【兼務件数】 制限なし（工事の管理に支障がなく、発注者と連絡体制が確保されていること）</p> <p>【手続き】 「現場代理人兼務申請書」を提出し、発注者の承認を得ること。</p> <p>【様式】 現場代理人兼務申請書</p>
2	補正係数の変更	<p>共通仮設費補正係数 1.5 から 1.3 へ変更</p> <p>現場管理費補正係数 1.2 から 1.1 へ変更</p>
参考	主任技術者の兼任	<p>建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定により、要件を満たす工事については兼任可能</p> <p>【対象工事】 契約金額 4,000 万円（建築一式工事は 8,000 万円）以上の専任配置が必要な工事</p> <p>【兼任件数】 原則 2 件程度</p> <p>【条件】 近接した場所で密接な関係のある工事（工事現場の相互の間隔が 10 km 以内程度であること）</p> <p>【手続き】 「専任を要する主任技術者の兼務届出書」を提出すること。</p> <p>【様式】 専任を要する主任技術者の兼務届出書</p>